

会津若松地方広域市町村圏整備組合
有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）整備・運営事業
に係る事業者選定委員会設置要綱を廃止する要綱

平成 31 年 3 月 1 日決裁

会津若松地方広域市町村圏整備組合有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）
整備・運営事業に係る事業者選定委員会設置要綱（平成 28 年 10 月 28 日決裁）は廃止する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。